

令和 5 年 5 月 8 日

保護者 各位

鹿児島市立天保山中学校
校長 今井 誠

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について
(お願い)

薫風爽やかな季節を迎え、保護者の皆様には、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなりました。

そこで、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われ、感染症対策の考え方等が、下記のとおり示されましたので、お知らせします。今後とも、生徒の健康・安全が確保されますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

○ これまでと同様、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること

○ 学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

○ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることが考えられること

2 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項について

○ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等に対する出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とすること

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

○ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと

○ 「発症した後5日を経過」や「症状が改善した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること

○ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨すること。また、児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと